

事業概要

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する。

交付対象事業・基礎額

大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するために行われる事業に要する費用（事業費上限：1億6,000万円/ha）：補助率 1 / 4 ※

※ 熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧は 1 / 2

※ 平成 19 年 4 月 1 日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは 1 / 2

- ① 立地適正化計画における防災指針に即して行われる場合
- ② 滑動崩落により家屋 10 戸（避難路を有する場合は 5 戸）以上へ流出する場合
- ③ 震度 5 弱相当で滑動崩落する場合

要件

下記の各号に該当する地区で行われるものであること

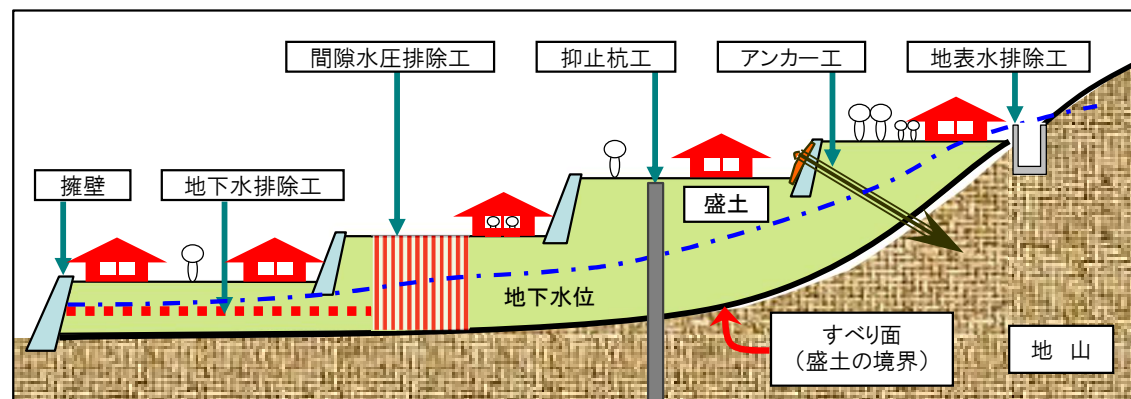
- ① 盛土規制法（旧宅地造成等規制法）に基づく勧告（都道府県知事等が行う災害防止措置をとることの勧告）又は造成宅地防災区域の指定（相当数の居住者等に危害を生ずる災害の発生のおそれ大きい一団の造成宅地）がなされた区域であること
- ② 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地であって、次のいずれかに該当すること
 - ア) 盛土部分の面積が3,000㎡以上 かつ 被害を受けるおそれのある家屋10戸以上
 - イ) 盛土前の地盤面の勾配が20度以上 かつ 盛土高さ5m以上 かつ 被害を受けるおそれのある家屋5戸以上
 - ウ) 盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上（激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等を満たす市町村の区域内に限る）
- ③ 滑動崩落により、道路、河川、鉄道、地域防災計画に記載されている避難地又は避難路に被害が発生するおそれがあること

交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

事業の特徴

災害により現に被害を受けた造成宅地においても、上記の要件を満たす場合は、再度災害による被害拡大を防止するため、本事業を活用することができる。



滑動崩落防止事業 対策工事イメージ